

差別解消法、障害者団体に意見聴取 省庁が対応要領案

障害者差別解消法の2016年4月施行に向けて中央省庁が策定する対応要領案などについて、各省庁が7月13日、障害者団体にヒアリングを始めた。7月31日まで計4日間行う。

同法は、各省庁が同法の施行に向けて対応要領（行政職員対象）と事業分野ごとの対応指針（民間事業者対象）を策定することとしている。いずれも不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込むことになっている。策定の際に、障害者の意見を反映させる措置を講じることも求めている。

ヒアリングはそれを踏まえたもの。7月13日は内閣官房、内閣法制局など10機関の対応要領案と消費者庁など3機関の対応指針案が示された。それに意見を述べたのは、日本身体障害者団体連合会、全日本ろうあ連盟など11団体。各省庁の対応要領、対応指針はパブリックコメントを経て9月にも固まる。

内閣府の対応要領案はホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>）に掲載されている。

（福祉新聞・第2724号 2015年7月20日）